

# 岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 東日本大震災による被災家屋等に災害等の停電時においても一定の電力を供給することができる太陽光発電システムの導入を促進するため、被災者が、岩手県内の被災家屋等に太陽光発電システムを設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東日本大震災津波 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波並びに平成23年4月7日に発生した余震による災害をいう。
- (2) 被災者 東日本大震災津波により、自ら居住していた家屋に被害（全壊、大規模半壊又は半壊をいう。以下同じ。）を受けてり災を証明する書類の交付を受けた個人（同居する親族を含む。）又は工場・事務所等の事業所に被害を受けてり災を証明する書類の交付を受けた法人若しくは個人をいう。
- (3) り災を証明する書類 市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書をいう。
- (4) 被災家屋等 東日本大震災津波により被害を受けて、被災者が修繕又は新築等を行った建物で、被災者が自ら居住する家屋又は被災者が事業の用に供するための建物をいう。
- (5) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。
- (6) 太陽電池の最大出力 対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）をいう。
- (7) 電力受給開始日 太陽光発電システムと電力会社の電力系統が連系され電力の受給が開始された日をいう。

## (補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象は、次に掲げる要件のいずれにも該当する太陽光発電システム設置事業とする。

- (1) 被災者が、岩手県内の被災家屋等に、平成24年4月1日以降、新たに太陽光発電システムを設置し電力受給を開始したもの。ただし、中古品の設置、増設、修繕その他これらに類するものは除く。
- (2) 補助事業者が自ら使用するもの。
- (3) この要綱による補助金の交付を受けていない者が設置するもの。
- (4) 太陽光発電システムの設置に際して、この要綱による補助金以外の県の補助金を受けていない者が設置するもの。
- (5) 太陽光発電システムの太陽電池の最大出力が10kW未満であること。

## (補助金の対象経費及び補助額)

第4条 第1条に規定する経費は、太陽光発電システムの設置に要する経費とする。

- 2 この補助金の額は、太陽電池の最大出力に、1kW当たり2万円を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。

## (提出書類及び提出期日)

第5条 手続に必要な書類及び提出期日は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請等)

第6条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の補助金の交付の申請、規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の承認申請、規則第8条第1項の申請の取下げ並びに規則第13条第1項の請求の手続き(以下「手続」という。)を、太陽光発電システムの販売等をする者(以下「手続代行者」という。)に対して依頼して行うことができる。

2 手続代行者は、誠意をもって、依頼された手続を行うものとする。

3 手続の代行を通じて補助事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取扱うものとする。

4 知事は、手続代行者が手続を偽りその他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、次のとおり手続代行者を処分することができるものとする。

(1) 岩手県の所管する契約の全部又は一部について一定期間指名停止とすること。

(2) 一定期間本事業の手続の代行停止とすること。

(3) 当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表すること。

(補助事業の内容の軽微な変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助額の変更を伴う変更

(立入検査等)

第8条 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者及び手続代行者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その設置場所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(財産の処分に係る制限の期間)

第9条 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定される財産の処分に係る制限の期間のとおりとする。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者及び手続代行者は、この補助金に係る証拠書類を補助事業が完了した翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間)保存しなければならない。

(太陽光発電システムの利用に関する情報提供)

第11条 補助事業者及び手続代行者は、太陽光発電システムに関するアンケート調査等情報提供に協力するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この要綱が施行される前に補助金の交付申請があったものについては、従前の要綱の規定を適用する。

第 3 条 この要綱が施行された日から起算して 30 日が経過する間は、従前の要綱の規定による申請書が提出された場合、前条と同様に扱う。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度以降の予算に係る補助金から適用する。

## 別表（第5条関係）

条 項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金交付申請書（様式第1号） （添付書類） 1 必要と認める書類で別に定めるもの	各1部	補助対象設備に係る設置工事の完了日又は事業に要する経費に係る支出完了日のいずれか遅い日から起算して原則30日以内又は補助金の交付を受けようとする年度の3月10日のいずれか早い日まで。 ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）に規定する休日をいう。以下において同じ。）に当たるときは、その日以前の日であってその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号） （添付書類） 1 必要と認める書類で別に定めるもの	各1部	変更（中止・廃止）の必要が生じたときから14日以内。
規則第8条第1項の規定による書類	岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金交付取下書（様式第3号）	1部	取下げの必要が生じたときから14日以内。
規則第13条第1項の規定による書類	岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金交付（完了報告）請求書（様式第4号） （添付書類） 1 必要と認める書類で別に定めるもの	各1部	補助金の交付の決定通知を受領した日（変更承認通知を受けたものについては、その通知を受けた日）から起算して14日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月25日のいずれか早い日まで。 ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日以前の日であってその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

岩手県知事 様

郵便番号  
住 所  
氏 名 (印)  
(Tel) (Fax)

岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金交付申請書

岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額 金 円

太陽光発電システムの設置場所	所在地				
	建築区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅	<input type="checkbox"/> 既築住宅	<input type="checkbox"/> 建売住宅 <input type="checkbox"/> 事業所	
補助事業着手日	平成 年 月 日				
電力受給開始日	平成 年 月 日				
設置した設備の規模等 (太陽電池モジュール)	(太陽電池の最大出力) <input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> k W (小数点以下2桁未満切り捨て) (製造メーカー) (型式、枚数)				
設置に要した経費	円(税抜)				
本要綱の補助金の利用	<input type="checkbox"/> ある(平成 年度利用) <input type="checkbox"/> ない				
手続きの方法	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 手続代行者				
手続代行者	(住所) (会社名、代表者名) (Tel) (Fax) (E-mail) (担当者)			(印)	
補助金振込先	金融機関名		支店名		
	種 別	(普通・当座・その他)	番 号		
	(ふりがな) 口座名義人				
添付書類	(チェック欄)				
	①	り災を証明する書類の写し(同居する親族の場合、関係を証する書類)			<input type="checkbox"/>
	②	住民票(設備設置住所とり災住所が記載されているもの)の写し			<input type="checkbox"/>
	③	設備設置の内容が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し			<input type="checkbox"/>
	④	設備設置工事に係る領収書の写し			<input type="checkbox"/>
	⑤	被災家屋等の修繕又は新築等の内容が確認できる契約書等の写し			<input type="checkbox"/>
	⑥	被災家屋等の修繕又は新築等に係る領収書の写し			<input type="checkbox"/>
	⑦	設備の仕様及び電力等が確認できる資料			<input type="checkbox"/>
	⑧	電力会社との系統関係及び電力供給に関する契約書の写し			<input type="checkbox"/>
	⑨	設備設置後の状況が確認できるカラー写真			<input type="checkbox"/>
	⑩	補助金振込口座の通帳の写し			<input type="checkbox"/>
⑪	その他必要と認める書類			<input type="checkbox"/>	

※岩手県使用欄

受理月日	審査確認月日
岩手県指令環生第 号	

岩手県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

(Tel)

(Fax)

岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、岩手県補助金交付規則第6条第1項第1号（第6条第1項第2号・第6条第1項第3号）の規定により申請します。

変更（中止・廃止） の内容	
変更（中止・廃止） の理由	
変更（中止・廃止） の生じた年月日	

※ 変更の場合、変更の内容が確認できる資料を添付してください。

※岩手県使用欄

受理月日	審査確認月日
岩手県指令環生第	号

岩手県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

(Tel)

(Fax)

岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金取下書

平成 年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金について、岩手県補助金交付規則第8条第1項の規定により取り下げます。

取下の内容	
取下の理由	
取下の生じた年月日	

※岩手県使用欄

受理月日	審査確認月日
岩手県指令環生第	号

岩手県知事 様

郵便番号  
住 所  
氏 名 ㊞  
(Tel) (Fax)

岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金交付（完了報告）請求書

平成 年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金について、岩手県補助金交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

	補助金交付決定額	金	円
	補助金請求額	金	円
太陽光発電システムの設置場所	所在地		
	建築区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 既築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅 <input type="checkbox"/> 事業所	
補助事業着手日	平成 年 月 日		
補助事業完了日 (電力受給開始日)	平成 年 月 日		
設置に要した経費	円(税抜)		
設置した設備の規模等 (太陽電池モジュール)	(太陽電池の最大出力) <input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> kW (小数点以下2桁未満切り捨て) (製造メーカー) (型式、枚数)		

振込先 金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
(ふりがな)  
口座名義人

※岩手県使用欄

受理月日	審査確認月日
岩手県指令環生第	号